

平成 27 年 12 月 10 日 制定
平成 29 年 3 月 31 日 一部改正

水産庁増殖推進部栽培養殖課長

カワウ等被害対策に無人航空機（ドローン）を利用する場合の指導指針

第 1 趣旨

無人航空機を用いたカワウ等被害対策について、人、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施によって効果的にカワウ等被害対策の実施に資するため、この指針を定める。

第 2 定義

この指針において、各用語の定義は、次に定めるところによる。

1 無人航空機

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 2 条第 22 項に定めるもの。

2 無人航空機を用いたカワウ等被害対策

無人航空機を用いて行うカワウ等被害対策のための生息状況調査、追い払い、繁殖抑制等（講習会及び実証実験も含む。）。

3 実施主体

無人航空機を用いてカワウ等被害対策を実施する者。

第 3 無人航空機を用いたカワウ等被害対策の基本的方針

無人航空機を用いたカワウ等被害対策は、当該地域におけるカワウ等被害対策の取組計画等に基づき、専門家等の意見を聞いた上で、無人航空機の特性に十分配慮し、安全かつ計画的に実施するものとする。

第 4 遵守すべき事項

実施主体は、無人航空機を用いたカワウ等被害対策の実施に際して、次に掲げる事項を遵守すること。

1 実施計画の策定等

- (1) 無人航空機を用いてカワウ等被害対策を実施する場合には、予め実施計画書（様式1）を策定すること。策定にあたっては、周辺の地理的状況、住宅地等の環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域について十分に検討を行うこと。なお、4に掲げる事項を遵守できないおそれがある場合には、実施計画を見直すこと。
- (2) 実施計画書の策定にあたっては、その案を関係都道府県、全国内水面漁業協同組合連合会（以下「全内漁連」という。）及び水産庁増殖推進部栽培養殖課（以下「栽培養殖課」という。）に報告し、指導及び助言を受けること。
- (3) 法第132条各号に掲げる空域（人口集中地区等）でのカワウ等被害対策については、無人航空機以外の有効な代替手段がないか十分に検討し、その利用が真に必要であると判断した場合に限り、同条ただし書きの規定による許可を飛行させる場所を管轄区域とする地方航空局長から得た上で実施すること。また、無人航空機を用いたドライアイスによる繁殖抑制等については、法第132条の2の規定により禁止される危険物の輸送や物件の投下に該当することから、同条ただし書きの規定による承認を飛行させる場所を管轄区域とする地方航空局長から得た上で実施すること。これらの許可・承認に基づき無人航空機を飛行させる者は、飛行時に許可・承認書の写しを携行するとともに、国土交通省等関係機関の指示に従うこと。

2 操縦者

操縦者は、全内漁連等が実施する講習会等を通じて、カワウ等被害対策に用いられる無人航空機の操縦技術及び被害対策技術を修得すること。なお、全内漁連等が実施する講習会において操縦する場合には、十分な知識及び経験を有する者の監督の下で実施すること。

3 使用機体の機能・性能の維持等

- (1) 水産業協同組合等が所有し、かつ、カワウ等被害対策を安全に実施することができる適切な無人航空機を使用すること。
- (2) 機体本体は、改造して使用しないこととし、カワウ等被害対策に係る装置等は適切なものを装備すること。
- (3) 機体本体は、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的に点検・整備を行うこと。
- (4) カワウ等被害対策に係る装置等についても、飛行時に落下することなく適切に機能するよう、定期的に点検・整備を行うこと。
- (5) 無人航空機の機体、カワウ等被害対策にかかる装置等の所有者は、これら機材が本来の目的外に使用されることを防止するため、施錠可能な場所での保管管理の徹

底に努めること。

- (6) 実施主体等は、使用する機体に関して適切な第三者賠償責任保険に加入すること。
- (7) 水産業協同組合等が、第三者より無人航空機の貸与を受けて実施する場合又は作業を業者に委託する場合には、(1) から (6) までの規定に準じるものとする。

4 飛行時の遵守事項

(1) 基本事項

実施区域及びその周辺における事故防止に万全を期すとともに、周辺環境への影響等に十分配慮すること。また、操縦者及び操縦者の作業を補助する者（以下「補助者」という。）の安全確保にも十分配慮すること。

(2) 補助者

- ① 機体ごとに補助者を1名以上配置すること。
- ② 補助者は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。操縦者が船上から無人航空機を飛行させる場合には、可能な限り、陸上にも補助者を配置すること。
- ③ 飛行実施区域内への第三者の立入防止を徹底することとし、補助者は、第三者が飛行経路又は場所の直下及びその周辺に立ち入らないように注意喚起を行うこと。

(3) 実施区域等

- ① 空港等の周辺に設定された進入表面等の上空や人又は家屋の密集している地域の上空において、無人航空機を飛行させないこと。仮に、人又は家屋の密集している地域の上空で無人航空機を飛行させる場合には、第三者の上空では飛行させないこと。
- ② 有視界飛行のみを行い、目視が困難な場所においてモニターを利用した飛行は行わないこと。
- ③ 第三者、又は道路、橋等の物件から最低でも30m以上離れた場所で実施すること。
- ④ 架線等の危険箇所及び実施除外区域を示した地図を作成する等、実施区域及びその周辺の状況把握に努めること。
- ⑤ 実施区域内への第三者の立入防止を徹底すること。特に住宅地・道路等の周辺で実施する場合にあっては、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に第三者が

立ち入らないようにするための措置を徹底すること。

- ⑥ 操縦者は、足場が不安定な場所では操作しないこととし、必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。
- ⑦ 同一地区に2機以上を同時に飛行させる場合は、操縦者等が事前に確認を行った上で、電波の混信が起らないよう異なった周波数を使用すること。
- ⑧ 無人航空機による人の死傷、第三者の物件の損傷等の事故が発生した場合には、実施主体又は操縦者は、速やかに許可等を受けた地方航空局保安部運用課（東京：03-5257-9321、大阪：06-6949-6591）まで報告すること。申請窓口となる管轄の航空局等の詳細については、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html）を参考にされたい。なお、実施主体又は操縦者は、地方航空局に事故発生を報告を行ったときは、速やかに関係都道府県、全内漁連及び栽培養殖課に情報提供すること。

（4）天候・不測の事態への対応

- ① 飛行前に、気象、予定飛行経路及び機体の状況を十分に確認し、特に雨天時、強風（仕様上設定された飛行可能な風速以上の風速）時には、無人航空機を飛行させないこと。
- ② 気象の急変や機体の不具合等により、無人航空機を安全に飛行させることができないと判断される場合には、即時に飛行を中止し、速やかに機体を安全な場所に降下させること。

（5）周辺環境への配慮

- ① 無人航空機を用いたカワウ等被害対策を実施する際には、追い払いのための音等により、周囲の第三者に迷惑を及ぼすことのないよう十分に注意すること。
- ② 無人航空機を用いたカワウ等被害対策の実施により、周囲の環境等に当初想定していない悪影響が生じた場合には、直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行うこと。

5 記録の保管等

実施主体は、無人航空機を用いたカワウ等被害対策の記録書（様式2）を作成し保管しておくこと。本記録書の写しは、関係都道府県、全内漁連及び栽培養殖課に提供するとともに、関係指導機関から求めがあった場合にも提出すること。また実施主体は、無人航空機を用いたカワウ等被害対策の合理的な実施等に資するため、その効果等に関する調査を行い、その結果を、関係都道府県、全内漁連及び栽培養殖課に提供すること。

(様式1)

年 月 日

無人航空機によるカワウ等被害対策の実施計画書

1. 実施主体（団体名、住所、連絡先）
2. 操縦者（氏名、連絡先）
3. 操縦機体
 - ア) 製造者、名称、重量及び機体番号
 - イ) 機体の装備品（写真等の添付）
4. 飛行日時
5. 飛行経路
 - ア) 経路図（別紙として地図等の提出）
 - イ) 飛行禁止区域内の飛行の有無
6. 実施体制（安全対策等）
7. 飛行実施概要
 - ア) 目的（被害対策の実践、実証試験、講習会等）
 - イ-i) 方法（ビニルテープ張り、ドライアイスを用いた繁殖抑制等）
 - イ-ii) 航空法に基づく承認が必要な飛行（危険物等の運搬、物件の投下等）の有無
8. 操縦者の技能（操縦経験年数、講習会の受講等）

(様式2)

年 月 日

カワウ等被害対策に係る無人航空機の飛行記録書

1. 実施主体（団体名、住所、連絡先）
2. 操縦者（氏名、連絡先）
3. 操縦機体
 - ア) 製造者、名称、重量及び機体番号
 - イ) 機体の装備品（写真等の添付）
4. 飛行日時
5. 飛行経路
 - ア) 経路図（別紙として地図等の提出）
 - イ) 飛行禁止区域内の飛行の有無
6. 実施体制（安全対策等）
7. 飛行実施概要
 - ア) 目的（被害対策の実践、実証試験、講習会等）
 - イ-i) 方法（ビニルテープ張り、ドライアイスを用いた繁殖抑制等）
 - イ-ii) 航空法に基づく承認が必要な飛行（危険物等の運搬、物件の投下等）の有無
8. 無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項（ヒヤリ・ハット等）

上記項目の記載について、虚偽等は一切無いことを証明する。

（自筆署名： ）

※計画書通りに実施した場合、項目1～7は「実施計画書の通り」との記載のみで省略可能。